

令和2年第4回定例会 経済建設常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和2年12月11日（金） 午前9時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第148号 村上市都市計画事業受益者負担金徴収条例及び村上市集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
議第149号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第150号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第156号 令和2年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）
議第157号 令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第3号）
議第158号 令和2年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 4 出席委員（7名）

1番 姫路 敏君	2番 山田 勉君
3番 大滝 国吉君	4番 菅井 晋一君
5番 尾形 修平君	6番 川村 敏晴君
7番 川崎 健二君	
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員（6名）

富樫 雅男君	高田 晃君	小杉 武仁君
河村 幸雄君	稲葉 久美子君	渡辺 昌君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田 敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

副 市 長	忠 聡君
農 林 水 産 課 長	大 滝 敏 文 君
同 課 農 業 振 興 室 長	中 川 博 之 君
同 課 林 業 水 産 振 興 室 長	稲 垣 秀 和 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 川 良 和 君
地 域 経 済 振 興 課 長	山 田 和 浩 君
同 課 経 済 振 興 室 長	山 田 昌 実 君
観 光 課 長	大 滝 寿 君
同 課 観 光 交 流 室 長	片 岡 昌 幸 君
同 課 観 光 交 流 室 係 長	船 山 ケイ子 君
建 設 課 長	伊 与 部 善 久 君
同 課 整 備 室 長	須 貝 民 雄 君
同 課 整 備 室 副 参 事	伊 藤 孝 雄 君
同 課 管 理 室 長	風 間 貴 志 君
同 課 日 沿 道 対 策 室 長	高 橋 和 憲 君
都 市 計 画 課 長	大 西 敏 君
同 課 建 築 住 宅 室 長	淺 野 宏 君

同課都市政策室長	小野道康君
上下水道課長	山田知行君
同課参事	今井雅仁君
同課経営企画室副参事	林奈美君
同課経営企画室副参事	長谷部淳君
同課業務室長	東敏之君
同課工事管理室長	小田康隆君
荒川支所産業建設課長	渡邊修君
神林支所産業建設課長	瀬賀豪君
朝日支所産業建設課長	加藤泰君
山北支所産業建設課長	小田和弘君

10 議会事務局職員

局長	小林政一
書記	中山航

(午前 9時59分)

委員長(川崎健二君)開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第148号 村上市都市計画事業受益者負担金徴収条例及び村上市集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(上下水道課長山田知行君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

上下水道課長 皆さん、おはようございます。それでは、議第148号 村上市都市計画事業受益者負担金徴収条例及び村上市集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律の施行により、延滞金を算出する際に用いる割合の名称が特例基準割合から延滞金特例基準割合に変更になることなどに伴い、条例で引用している村上市都市計画事業受益者負担金徴収条例及び村上市集落排水事業分担金徴収条例について所要の改正を行うものである。令和3年1月1日から施行するものである。なお、改正の対象を記載した新旧対照表は9P、10Pのところに記載している。以上、よろしくご審議お願いいたします。

(質疑)

姫路 敏 特例基準割合にという言葉が延滞金特例基準割合にという、改めるということで、具体的には何かどんななるのだ。

上下水道課長 これは、先ほどご説明したように、税の改正に伴って所得税法の一部を改正するという名称の変更、私どものこの負担金については名称の変更だけで、割合等は一切変わっていない。

姫路 敏 何のために変えるのか、名称を。どういう理由に基づいて、国が変えろと言ったら変えるのか。

上下水道課参事 新旧対照表にあるとおり・・・
(「9P、10Pになります」と呼ぶ者あり)

上下水道課参事 新旧対照表9P、10Pにあるとおり、この部分が地方税法を引用しているため、地方税法が改正されたので、条例も同時に改正させてもらうということだ。

姫路 敏 これは、ただ言葉を変えるというだけなのか。何の意味もないのだから、これは。

上下水道課長 中には利率等が変わっているところもあるが、私どもの負担金と分担金については利率等変わってなくて、名称のみになる。

川崎委員長 いいか。

姫路 敏 はい。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第148号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第149号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 大滝敏文君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

農林水産課長 おはようございます。それでは、議第149号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるが、詳細は指定管理者の指定に係る資料14P、こちらを御覧いただきたいと思う。施設名、高根交流広場である。指定管理者となる団体は高根区である。指定の期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間である。根拠条例については、村上市公園条例である。募集形態は限定してということで、公募によらない理由といたしては、開設当初から維持管理してきた実績があり、施設全般の管理のノウハウがあること。また、これまでも設置目的である地域住民の憩いと健康増進、親睦を図り、集落外からの来訪者との交流による地域の活性化に努めてきたという理由である。指定期間における指定管理料は10年間で、これまでと同額であるが、447万円で、1年度当たり44万7,000円といたしている。選定委員会の答申、意見については、更新内容等について了承の答申を受けている。簡単であるが、以上である。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（質疑）

大滝 国吉 今課長から詳しく説明お願いしたのだが、本当にこの公園は高根地区も一生懸命使って、よそからもいっぱい入れて交流している大変いいところであって、整備もきちんと毎年あそこ芝があるけれども、きれいに整備して芝刈りもしているのだが、今年は何かイノシシに大分芝がやられて荒れていると聞いたが、そういう芝を修理するのはこの経費で大丈夫なのか。

農林水産課長 朝日産業建設課長に答弁を求める。

朝日支所産業建設課長 芝等の修繕等については、指定管理料のほうには入っていないので、市の修繕ということで修繕のほうをしたいと思う。

尾形 修平 これ次の大須戸のやつもそうなのだけれども、今農村公園として16施設、この高根の交流広場は農村公園とは違うのかもしれないけれども、今大滝委員からあったように、集落での活動で使っている部分は、私は余計だと思うのだ。来訪者との交流の場というのは施設、施設によって違うかと思うのだけれども、今この物件の話ではなくて将来的な市の方針として、私はいわゆる農村公園に関しては、その地区の区のほうに移譲していくのがいいのではないかなというふうに思っているのだけれども、先般の集落施設ももう残り4つになって、移譲が完了するわけなので、そ

の辺市の方針をちょっとお聞かせ願えればと思う。

副市長 私のほうからお答えをさせていただく。ご承知のように、今公共施設の全体的な見直し作業に入っている。当然こういったそれぞれの地区にある農村公園、それから児童公園等もあるし、そういったものを大きな公の施設という形の中で将来どうあればいいかということをしかりとこの機会に見据えながら検討を含めていきたいというふうに思っている。今のところ具体的な方針は示すものはないけれども、今委員からご指摘のあったようなことを含めながら検討させていただきたいというふうに思っている。以上だ。

尾形 修平 農村公園に関しては、令和4年度で更新になるところがいっぱいあるよね。今この高根のやつにしても、10年という長い指定管理期間になるのだけれども、副市長の話で公共施設の見直しの中で、それが移譲というふうな話になった場合、指定管理期間というのは変更できるのか。

副市長 これまでも、指定期間内でいろいろ将来のことを考えながらその都度見直ししてきたというふうな経緯もあるというふうにも承知しているので、今回は10年という期間を設けるけれども、その期間の中で必要に応じた改正はできるものというふうに判断している。

姫路 敏 今のところちょっとよく分からないのだけれども、農村公園ということになると、このお金はどうなるのか。これは、いわゆるその面のところが指定管理で、草刈りしてもらったり、いろいろな交流広場として使っているということで、予算のほとんどは人件費みたいなどころがあるが、それで10年間、年間44万7,000円か、45万円ぐらいでやるわけだけれども、頼むわけだけれども、農村公園になったらこれどうなるのか。どのぐらいの値段の、どういうふうになる。

農林水産課長 農村公園もそうだけれども、今のこの高根交流広場については都市公園、農村公園ではない位置づけになっているけれども、維持管理経費ということで、草刈りだとか、芝、トイレの清掃、見回り点検、冬囲い、給水施設の管理というふうなことで、指定管理ということをお願いをしているこの経費である。これを10年間ということである。今指定期間を定めてお願いするということである。その将来的な見直し等について、例えば先ほど副市長答弁申し上げた、この期間内にも見直しになるということであれば、そこの部分も含めてちょっと指定管理者との協議も必要になってこようかというふうに考えているところである。

姫路 敏 例えば農村公園だと、鋳物師の農村公園あるよね。あれは幾らで委託しているのか、あの広さで。

農林水産課長 鋳物師の農村公園については、鋳物師も含めてであるけれども、指定管理料はただというか、無料というふうなことで指定管理の協定を結んでいる。

姫路 敏 それで、鋳物師の集落の人であれば全員で草刈りとか、もう毎月管理して、滑り台だの何だの、あれ今修繕かけているよね。ああいう管理全部しているのだ、あの集落で。という感覚から言えば、ここもこれだけいただいてやっているけれども、農村公園たるものはいろいろあるけれども、そういうところは無料でやっていただいているということで、おまえさん方で管理してくれないかというふうなところが多々あるわけだろう。そことの比較はどうなる、どういうふうに考えている。今尾形委員が農村公園みたいにその集落に渡してということをするならば、お金は今度は市からやらないわけだろう。その辺聞かせてもらえる。

農林水産課長 こちらの高根交流広場については、トイレ等いわゆる公共的な施設あるので、その

維持管理経費というふうなことで指定管理料をお支払いしているということであって、鋳物師については、一つの例を挙げるけれども、それについてはそういった施設はない。それが通常の農村公園である。そういったことで、地域の方が憩いの場ということで使っていただくというふうなことで、通常は指定管理料は無料で、自助というか、地域住民の方にご協力をお願いしているというふうな形態であるが、この施設、ほかにもトイレ等ある施設については、指定管理料をきちんとお支払いするというふうなことになっている。

姫路 敏 今途中でこれを、この指定管理のほうで10年間の契約を結んだのが2年後、3年後に例えば市長が替わって、例えばだ。今の方針と違うふうにする。いわゆるそこも指定管理料ではなくて高根のほうに全部移譲した上でやりたいとかという話になっても、この契約を今の答弁だと変えられるという話をしてしているわけだけれども、その根拠になるものは何だ。

副市長 はっきりとした根拠を今持ち合わせているわけではないけれども、先ほど申し上げたように、この公共施設の全体的な見直しを一つ一つの施設においても検討している。その中には、公園のほかにも指定管理でお願いしている部分がある。したがって、指定管理の在り方そのものも同時に検討するということになっているので、そこでその方針ははっきりしていくものというふうに思っている。

姫路 敏 大事なのは、はっきりした根拠もないのにそういうことを言うということ自体が、また保育園ではないけれども、間違いが起きる可能性が十分にあるわけだ。いわゆる契約を結んで印鑑ついて、その高根という集落と結んでそこをやるということで、10年間ということを進んでいく途中でやめられるかということなのだ。したがって、何を言いたいかという、そういう意識があるのであれば、10年にするのがおかしいだろうということ。変えるのであれば、3年ぐらいにしておきなさいよと。10年間という長いスパンの中で、途中で変えるかもしれないよということをお口で残しておいて物すること自体がおかしい。だから、この指定管理に関してみれば、10年は長過ぎる、逆に言えばそういう意識があるとするならば、私はそういうことを言いたいわけ。恐らく高根の集落だって、途中で3年ぐらいして、10年結んでいるのにやめて変えるぜなんて言われれば、おまえ何だや、村上市はと言われる。何言っているのだやと。契約書あるぜと。裁判ざたになるかもしれない、もしかすると。簡単に10年で持ってくること自体がまずどうなのかという部分だ。何ぼ長くても5年だろう、大体の指定管理というのは。そういう意識があるのであれば、今言う答弁があるならば、途中で変えられることもあると、指定管理の見直しだっただけからせねばない。令和4年度ぐらいになればと言っていたか、いろいろみんな変わってくるのであれば、それを見越した中で、では3年がいいところだのと、こういう考え方が初めてあって行政ではないの。10年は長過ぎるけれども、どうか。

副市長 姫路委員さんのおっしゃることもごもっともだというふうに思った。ただ、この間でどういうふうなことが考えられるかというふうなご質問いただいたものだから、私が今答弁を申し上げたことであって、正直そこまでの深い議論をしていたわけではない。そういったこともご理解をいただきながら、この期間をまずは定めさせていただければありがたいかなというふうに思う。

姫路 敏 指定管理で今答弁最初になさったではないか、尾形委員の答弁、指摘に対して。今後直していくというのも、指定管理の見直しというのも図っていくのだ。そのときに変えられるのかと言ったら、見直しの中では変えられるというふうに考えている

とまで答弁しているのだ。そんなことが高根の集落とできるか。だから、ここは10年ではなくて3年ぐらいがいいところだ。

副市長 この公園については、いずれにしても将来的に高根の皆様方にやっぱり中心的に使っていただくものということには変わりがないというふうに思うので、そういったことを踏まえながらご理解をいただければありがたいかなと思う。

姫路 敏 そうすれば、先ほどの尾形委員の質疑に対しての答弁は撤回するということになるよね。指定管理の見直しは行うけれども、高根の集落のここの指定管理に関してみればこれで行くと、見直しはしないということではよろしいのか。だから、10年でやらせてくれということなのだろう、今の返事をやると。違うのか。

副市長 そうだろうか。見直しの部分については、今後検討していくというふうなお答えを申し上げたので、確実にその10年の中で見直されて、それが指定管理から外れるということを行っているわけではない。そのまま引き続きの指定管理でいくということも当然検討の中にはあるわけであるので、その点についてはご理解はいただけないものだろうか。

姫路 敏 何を言っているのか。あなた、何言っているのか。尾形委員に見直しはできると言っているのだ。変えられるものと考えているということなのだ、高根に関して。大丈夫なのかということ、大丈夫だと思うという答弁しているから、違うだろうということを行っているのだ、私は。論点をずらせば駄目だろう。納得いかない。

尾形 修平 先の私の一般質問のときに、集会施設4か所取り上げさせてもらって、北中の集落改善センターが令和8年まで指定管理残っているけれども、何でそこだけ残っているのだという、そこだけ長いのだという質問したときに、北中集落では来年だか再来年公民館を建てて指定管理を解除するという話が自治振興課の課長から答弁あったのだけれども、仮に今言っているの、今の議論は市の考えとして公共施設の見直しの中で指定管理を廃止するという話だけれども、逆に高根の集落のほうからという話もあり得るわけでないか、この北中の生活改善センターと同じように。そういうのというのでも考えておられるのか。逆に向こうから指定管理の継続はちょっと難しいのという話もあり得るわけではないか。その辺いかがなのだろう。

朝日支所産業建設課長 この高根の交流広場とか、指定管理なのだけれども、指定管理する場合は、指定管理基本協定というもので結んで、相手方、指定管理者から今後この施設を維持できないというようなことが申し出た場合については解除というか、協議することができるといような協定書を締結するといようなことで対応している。

姫路 敏 その協定書というか、契約書というのを見せて、どういう協定を結んでいくのか。高根のほうからやらないと言わない限りは、これは成立しているということだろう、逆に言えば。村上市からおまえのところやらせないぞということとは言えないだろう、この契約を結んでしまえば。だから、そういうことを言っているのだ。物事簡単にできるのだよなんて、見直しかければできるのだよ、そういう曖昧さ、甘さが先に行って今度失敗こくのでない。そもそも10年というのは長い、物するのに。やっぱり3年ぐらいに1回見直しをかけていくことが大事だと思う、指定管理なんか特に。ただ、そこで雇われる人、雇用が生まれているようなところは、本当にそれでも5年だ。5年ぐらいでやらないと、会社の先の見通しがつかないので、従業員も容易ではない、これは分かる。10年ということ、長いのではないのということを言いたいわけ。

農林水産課長 この指定期間を10年とした根拠であるけれども、村上市が定めている公の施設の指

定管理者の・・・すみません、正式名称申し上げる。指定管理者制度運用ガイドライン、こちらに基づいて限定している集落等一定地域の者に限って利用される場合、10年を標準というふうなことで、更新の場合であるけれども、そういったガイドライン上の規定もあるので、このたび10年というふうなことでご提案させていただいたところである。

姫路 敏 それは誰、いつ作ったマニュアルだね。誰が作ったの、それいつ。
農林水産課長 現行のやつは、平成30年4月改訂版というふうなことで、総務課を中心に策定している。

姫路 敏 総務課というのは、ここの総務課なのだろう、村上市の。村上市の総務課で作ったものが何でそのマニュアルになるの。新潟県とか、国のほうで指定管理に当たってはこういうふうなマニュアルで、総務省とか、そういうところからぼんと出てきたものを参考にしているのだったら参考のあれだけども、そのマニュアル、いや、私作ったのだよなんて言っているようなものだ。

農林水産課長 これ策定の際に総務省と、参考にしているかどうかちょっと私今ここで承知していないので、大変申し訳ない。

姫路 敏 いずれにせよ10年は長い。そして、その10年の間に何があるか分からない。指定管理者の見直し、金額だって、もしかすると見直さねばないときも来ると思う、10年もたてば。だから、もし指定管理の見直しがここ二、三年のうちにもう一回やろうではないかといったときに、ここだけいじられなくなる、いろんな意味で。私は、文句を言っているのではないのだ。その部分についてのどうなのだということの、自分なりに考えてそこの評価をしているのだ、今皆さん出てきているのに対し。に対して見れば、10年は長い。だから、尾形委員がどうなのだろう、見直しかけてどうなのだ。直すことができるみたいなことを言うと、これ今度高根とは契約はどんななっているのだと。だから、説得力のある答弁してくれ。どういうことかというのと、望む答弁とするならば、指定管理の見直しは今後やっていかなければならないと。しかしながら、高根についてみれば、今一生懸命やっている最中だと。何とか10年間やらせていただけないかというような、積極的な答弁出てきなさい、そうすれば。見直しはかなり困難だと思えば、そのときに。何かないのか。

農林水産課長 高根区との協定を結ぶわけである。10年間で結ぶわけであるので、当課といたしては、高根区にはこの期間しっかりと管理をしていただきたいというふうに考えているところである。

姫路 敏 分かった。取りあえず今後指定管理を結ぶときは、これに限らずまたそういうのを見越した中で、あまり長いといろいろ問題、何でもなければ5年に1度切り替えていったらいいではないか、それはそれで。何も別に悪さするわけではない。今度金額上げてやってもいいし、いろんな意味で。だから、10年ではない、あまり長いのは指定管理には向かないよということをあえて言いたい。見直しかけるときも容易でなくなるのだと。しかしながら、副市長今言っているのだから、それはそれでしょうがない。このことを反対すれば、誰反対したのだかと、姫路かと、こういう話に変わってくると大変なことになる、私も。だから、ちゃんとしたものは、理の通る正論的な文章で上げてもらいたいというのは私の一番の願いだが、副市長、どうか。

副市長 将来を見据えたしっかりとした根拠に基づいた提案ということで、少し欠けていた部分はあったかと思う。なお、また繰り返しになるけれども、公共施設の見直しに

については、この市にとっても将来を考える上で大変重要なところだというふうに思っているのですが、その点についてもご理解をいただければありがたいと思う。よろしくお願ひいたす。

【討 論】

姫路 敏

私は、これについては賛同する。今後しかしながら指定管理を考えていくときには、やっぱりあまり長いというところとちょっと容易でない。途中で変更もできない状態になってしまうので、1年、2年では勝負にならぬが、いわゆる長くても5年、できれば3年ぐらいこれでももしかするとベストなのかもしれない。そういうことも踏まえて、今後そういうことは参考にしながら進んでもらいたいということで、賛成討論をいたす。よろしく。

菅井 晋一

同じく、賛成討論させてもらう。この施設は、広域農道の高根大毎線の間接点にあって、日本海も望める景勝地で、かつては高根集落でちょっとした公園みたくの造っていたのだけれども、その後公共事業でトイレも備えて、きちんとした公園にしたという経緯がある。春は山菜取りからキノコ狩りまで、いろんな方が訪れてあそこで昼飯を食ったり、イベントも様々あるけれども、そういう公共性の高い施設であるから、やはり市の公園として今後もしっかり指定管理で進めていただきたいと思います。そういう意味では、やっぱり集落も安心して維持管理に携われるように、10年の契約でよろしいかと思う。以上だ。

以上で質疑を終結し、討論あり、起立による採決を行った結果、議第149号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程 第 3 議第150号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 大滝敏文君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

農林水産課長

それでは、議第150号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。指定管理者の指定に係る資料の16P、こちらを御覧いただきたいと思います。施設名であるが、大須戸ため池農村公園である。指定管理者となる団体は、大須戸維持管理委員会である。指定の期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間である。根拠条例は、村上市農村公園条例である。募集形態は限定して、公募によらない理由といたしては、開設当初から維持管理してきた実績があり、施設全般の管理のノウハウがあること。また、これまでも設置目的である地域住民の憩いと健康増進・親睦を図り、集落外からの来訪者との交流による地域の活性化に努めてきた実績があるためという理由である。指定期間における指定管理料は、10年間でこれまでと同額の100万円、1年度当たり10万円といたしている。選定委員会の答申、意見については、更新内容について了承の答申を受けている。簡単であるが、以上である。よろしくお願ひいたす。

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第150号につい

ては、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第156号 令和2年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長（上下水道課長 山田知行君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

上下水道課長 それでは、議第156号 令和2年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。1Pを御覧ください。第2条は、収益的収入及び支出の補正で、収入において、第1款水道事業収益、第1項営業収益に500万円、第2項営業外収益に2,762万4,000円をそれぞれ追加し、収益的収入の予算を11億3,718万円とし、支出において、第1款水道事業費用、第1項営業費用から593万4,000円減額し、収益的支出の予算を10億9,076万1,000円とするものである。2Pに記載の第3条は、資本的収入及び支出の補正で、収入において第1款資本的収入、第4項工事補償金に700万円を追加し、資本的収入予算を1億6,286万9,000円とし、支出において第1款資本的支出、第1項建設改良費に745万7,000円を追加し、資本的支出予算を6億9,261万円とするものである。また、1Pにお戻りいただき、下段の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億2,974万1,000円は、当年度分消費税と資本的収支調整額2,895万円、当年度分損益勘定留保資金4億4,855万1,000円、減債積立金3,000万円及び建設改良積立金2,224万円を補填いたした。補正の主な内容については、3Pから4Pの収益的収入及び支出の収入において、1款1項2目受託工事収益で、消火栓の新設工事等に係る受託工事の収入として500万円、主に新型コロナウイルスの関連経費として、料金改定による値上げ据置き分を一般会計からの繰入金である他会計の補助金として2,762万4,000円を追加するものだ。こちらは、一般会計でもご説明をさせていただくが、繰入金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象経費である。続いて、5Pから6Pの収益的収入及び支出の支出において、第1款1項2目配水及び給水費では454万2,000円を追加いたした。内容としては、職員人件費の調整により56万5,000円の減額するほか、緊急修繕対応により修繕費の執行が8割を超えたことから、冬期間の配水管等修繕費の不足見込額として500万円を追加いたした。1款1項3目受託工事費では、消火栓新設工事請負費の不足見込額として500万円を追加いたした。1款1項4目総係費では1,547万6,000円を減額した。内容としては、職員人件費の調整により1,693万6,000円を減額するほか、第四北越銀行や消雪による認定水量にせず検針をしたことにより、労務費等の不足等により、印刷製本費として137万6,000円を追加するものだ。7Pから8Pの資本的収入及び支出の収入において、1款4項1目工事補償金では、県の補償工事に向けた送水管の詳細設計業務委託補償金として700万円を追加した。9Pから10Pの資本的収入及び支出の支出において、1款1項2目改良事業費では、職員人件費の調整により24万3,000円の減額、県の補償の送水管詳細設計の業務委託として770万円を追加いたした。以上、上水道会計補正予算の概要となる。よろしくご審議をお願いいたします。

（質疑）

菅井 晋一 6Pだけれども、給料のことで申し訳ないが、給料が大きく減額になっているのだけれども、これは職員が17人から15人、2人減ったということなのだが、2人も減る理由は何かあるだろうか。

上下水道課長 この4月から水道局と下水道課が統合になり1課になった。それによる職員調整になる。

菅井 晋一 分かった。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第156号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第157号 令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長（上下水道課長 山田知行君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

上下水道課長 すみません、続いて議第157号 令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。1Pを御覧ください。第2条は、収益的収入及び支出の補正で、収入において第1款水道事業収益、第2項営業外収益2,467万3,000円を追加し、収益的収入の予算を3億4,416万3,000円とし、支出において、第1款水道事業費用、第1項営業費用に1,807万3,000円を追加し、収益的支出の予算を3億5,157万1,000円とするものである。第3条は、資本的収入及び支出の補正で、2Pを御覧ください。支出において、第1款資本的支出、第1項建設改良費から411万7,000円を減額し、資本的支出予算を2億9,231万4,000円とするものである。また、1Pにお戻りいただき、下段を御覧ください。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,767万6,000円は、当年度分消費税等資本的収支調整額663万3,000円、当年度分損益勘定留保資金9,703万4,000円、引継金1,400万9,000円で補填いたしました。補正の主な内容については、3Pから4Pの収益的収入及び支出の収入において、水道事業費用不足分のほか、新型コロナウイルスの関連経費として、料金改定による値上げ据置き分を一般会計から繰り入れである他会計補助金として2,467万3,000円を追加するものだ。こちら、先ほどの説明のとおり新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象経費となっている。5Pから6Pの収益的収入及び支出の支出において、1款1項1目原水及び浄水費、1款1項2目配水及び給水費で、電話料及び電気料の不足見込額を組替え等により対応し、その他配水管及び給水費の修繕において、施設の老朽化の進行により漏水や落雷被害の多発により執行が9割を超えることから、年度内不足見込みとして1,220万円を追加いたしました。次の1款1項4目総係費では、職員人件費の調整により527万3,000円を追加するものである。7Pから8Pの資本的収入及び支出の支出において、1款1項1目改良事業費では、職員人件費の調整により411万7,000円を減額いたしました。以上、簡易水道会計の補正予算の概要となる。よろしくご審議をお願いいたします。

（質疑）

姫路 敏 6Pの修繕費なのだが、これは管の取替えだと。石綿管とかの取替えなのか。どういうことなのか。

上下水道課長 今姫路委員がご指摘の管の修繕も当然ある。ただ、この大きなものについては、落雷等の浄水池によるテレメーターが壊れたりとか、あとポンプが壊れたりとか、そういうものである。

姫路 敏 落雷で壊れたということになると、保険とかはどんななっているのだ。

上下水道課長 施設が古いと減価償却が生じてくるので、入の分と出の分が当然支出のほうが大き

くなるという形になる。当然保険なので、わずかな入はあるが。

姫路 敏 保険というのはどういう計算式になっているのだ。保険というのは、古いから駄目だとか、安いよとかはないのでないか。機能を果たすものの分についてみれば、当然保険で直そうとするならば、その部分についてみて落雷によるということになれば、やっぱりその果たす役割、その機械の、そういうの見積りに対して落雷により破損ということになれば、見積りのものでその保険が適用されるのではないのか。

上下水道課長 機械というのは、減価償却というのが必ずあって、使っている年数によって機械の評価とか、その価値が下がってくるという形になる。それに合わせて保険料も入ってくるという形になる。

姫路 敏 どんな保険の見積りの仕方しているのか。私の家のこの前エアコンも、もう20年ぐらいつけているエアコンなのだが、落雷によって基盤が壊れて、見積り立てて十四万円何ぼだったわけ。それ古い機種なので、もう対応できないので、同等のもの出力のある同等のものとしてということでそのお金を上げて、それを保険でお支払いしていただいたというような感触があるのだけれども、その減価償却なんて言っていたら全部建物、保険では火災保険だろう。火災保険も一緒なのだろう、それ。いや、火災保険か、どういうのだからちょっと分からないけれども、家が古くなればではその価値観に合わせての保険料しか出ないということ、ちょっと理解に苦しむのだけれども。

上下水道課長 保険の考え方とか、補償の考え方の一つとしては、結局落雷とか何かならないにしても、年数がたてば更新していかなければならない、壊れてしまうという考え方の中で、年数ごとに減価償却するという考え方の保険の中身に私どもが使用しているものはなっている。

姫路 敏 保険幾ら入ってきたの。

上下水道課長 すみません、施設が多いので、それぞれの保険がかかってくる形になるので、ここで幾らだというのちょっとお答えができないのだけれども。

姫路 敏 そのことに関する保険料のかかっているというのはどういうことなのか。総務課で全部管理するのか、そういったものは。その課ごとの、施設ごとにその課の担当の課で保険料というのはお支払いしているの。

上下水道課長 うちは企業会計になるので、うちのほうでお支払いしているという形になる、保険料は。

姫路 敏 では、保険どのくらい払っているのか、保険料では。何個の施設のものに対して保険を幾ら払っているのか。当然火災保険もあるのだろうし、いろんな保険があるのだろうし、その保険料幾ら払っていて、それで幾ら入ってきたのか、その辺。減価償却によって変われば、保険料も下がるということ。

上下水道課長 当然例えば100万円で購入したものが何十年かたつという形になると、その年数分を減して下がる形になって入になる。

姫路 敏 そこよく今度説明してくれ。何かちょっと理解できないのだ、私は。その機能を果たしている、その機械が100万円で購入して何年もたっているから、ではその価値はもうないよと。ぶっ壊れても1万円しかないよと、価値はということになれば、保険料なんて要らないと同然ではない。保険掛けなくてもいいだろう。保険どのくらいかかっているのか、そこら辺がちょっと、私の感覚が間違っているのか。それで、家なんかでも全部保険掛けているだろう、火災保険とか。何年たっても、燃えれば何千万円という保険掛けているのだけれども、私のこの保険の感覚が違うのか、皆

さんと。

上下水道課長 細かいところ、今参事のほうに保険の内容について答えさせる。

上下水道課参事 昨年度の保険なのだが、建物総合損害保険共済委託というところで16万3,458円支払っている。なので・・・

(「入は」と呼ぶ者あり)

上下水道課参事 昨年度の入はちょっと資料としてはないが、支払った金額は今申し上げたとおりである。

姫路 敏 その対象物件は。

上下水道課長 すみません、今のは全体の総額なので、対象件数、あと昨年度の入の金額を整理してご報告させていただいてよろしいでしょうか。

姫路 敏 いや、対象物件、これらこの物件、この物件というのがあるわけだ、保険に入っている。その保険の物件のごとに金額があるわけだ、保険料が。今何年たっているのだから、保険幾ら掛けているのか、それを明確に出して。もしかして、そんな用もならないような保険であれば、考え直さなければならぬだろう。

上下水道課長 それらについては、ちょっと整理してお答えさせていただきたいと思うので、よろしく願います。

姫路 敏 この委員会終わるまでに整理して出して。

上下水道課長 では、委員会の間にちょっと手配させていただきたいと思うので、よろしく願います。

川崎委員長 では、そのよう提出するようお願いいたします。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第157号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第158号 令和2年度村上市下水道事業会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(上下水道課長 山田知行君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

上下水道課長 それでは、議第158号 令和2年度村上市下水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。1Pを御覧ください。第2条は、収益的収入及び支出の補正で、収入において、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益に5,406万5,000円を追加し、収益的収入の予算を43億4,535万2,000円とし、支出において、第1款下水道事業費用、第1項営業費用から1,556万5,000円を減額し、収益的支出の予算を42億9,451万7,000円とするものである。第3条は、資本的収入及び支出の補正で、2Pを御覧ください。支出において、第1款資本的支出、第1項建設改良費に13万3,000円を追加し、資本的支出予算を49億5,441万5,000円とするものである。また、1Pに戻っていただき、下段を御覧ください。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額13億8,541万2,000円は、当年度分消費税等資本的収支調整額6,979万3,000円、当年度分損益勘定留保資金12億2,870万5,000円、引継金8,691万4,000円で補填いたしました。補正の主な内容については、3Pから4Pの収益的収入及び支出の収入において、上水道、簡易水道と同様に新型コロナウイルスの関連経費として料金改定による値上げ据置き分を一般会計から繰入金である他会計繰入金として5,406万5,000円を追加するものである。こちらも、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象経費である。5Pから6Pの収益的収入及び支出の支出に

において、1款1項5目の総係費では、職員人件費の調整により1,556万5,000円を減額するものである。7Pから8Pの資本的収入及び支出の支出において、1款1項1目建設事業費では、職員人件費の調整により13万3,000円を追加いたした。以上、下水道事業会計補正予算の概要となる。よろしくご審議お願い申し上げます。

(質 疑)

姫路 敏 1Pの、これさっきもあつたけれども、消費税の資本的収支調整額6,979万3,000円、これは大体消費税にこれだけかかるということか。大体終われば消費税はどのぐらにかかるのか、この下水道は。

経営企画室副参事 上下水道課経営企画室の林と申す。ただいまの当年度分消費税等資本的収支調整額について説明いたす。6,979万3,000円の補填財源といたしては、4条予算の資本的収入である特定収入分5,834万3,000円、こちらは収入に係る消費税の分であつて、4条の支出における消費税といたして1億2,813万6,000円の差引きとして6,979万3,000円を補填するものである。

姫路 敏 そうすれば、消費税というのは今5,833万円か、5,830万円。

経営企画室副参事 ただいまの消費税の特定収入分の5,834万3,000円については、資本的収入にある交付金の収入である消費税を換算したときの金額となっている。

姫路 敏 下水道の消費税は年間幾らかかるの。大体でいい。

上下水道課参事 昨年度で払った消費税は6,432万1,000円だ。ちなみに、平成30年度で支払った消費税は4,346万7,300円となっている。以上だ。

姫路 敏 これは、資本的のところから要するに動かしているというだけで、払っていないのだよね、まだ。会計上支払っていないのだろう、これは。動かしているだけなのだろう、帳面上。どうなのだろう。

経営企画室副参事 令和2年度決算については、当然今年度の決算調整が終わってからの消費税の申告となるので、下水道事業会計については、今年度初めて公営企業会計に移行したものであるから、消費税の経理といたしてはまだ未精算、確定はしていない。こちらの消費税の金額を表したものについては、消費税としては実際払っていない。あくまでも、補填財源として予算ベースにおける補填財源として計算させていただいている。

姫路 敏 了解。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第158号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（川崎健二君）閉会を宣する。

（午前11時05分）